

# 災害時における西日本高速道路株式会社関西支社所管施設の 災害応急対策業務に関する協定

西日本高速道路株式会社関西支社長（以下「甲」という。）と、社団法人日本土木工業協会関西支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における西日本高速道路株式会社関西支社所管施設の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、甲が管理している施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）を実施するに当たり、甲及び乙は協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

## （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、西日本高速道路株式会社関西支社所管施設において発生した災害の応急対策業務を必要とする箇所とする。

## （業務の内容）

第3条 乙が協力する業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 災害時における甲の所管施設の被災状況調査
- 二 被災した所管施設の応急対策業務の遂行に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等の調達及び役務提供
- 三 甲への技術提言

## （災害緊急窓口の報告）

第4条 甲および乙は、本協定に係る災害時緊急連絡窓口を本協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、当該災害時緊急連絡窓口に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

## （業務の要請）

第5条 甲は、所管施設に災害が発生し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図るために広域的な動員の必要があると認めるときには、乙に対し、動員できる乙の会員による編成表及び連絡系統に関する情報の提供を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の規定に基づく要請があった場合は、速やかに甲に最新情報を提供するものとする。

3. 甲は前項の情報に基づき、乙の会員に出動を要請することができるものとする。

4. 乙の会員は、前項の出動要請があったときは、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(業務の実施)

第6条 乙の会員は、前条第3項に基づく出勤要請があったときは、できる限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲または甲が所掌する管理事務所等の長（以下「事務所長等」という。）の指示により業務を実施するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲または事務所長等は、第5条第3項に基づく要請に応じて出勤した乙の会員と速やかに工事請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成23年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも書面により何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって毎年度継続していくものとする。

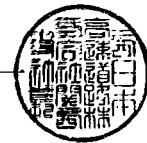
(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成22年 9月30日

甲 西日本高速道路株式会社  
関西支社長 牧浦 信一



乙 社団法人 日本土木工業協会  
関西支部長 友廣 康



「災害時における西日本高速道路株式会社関西支社所管施設の災害応急対策業務に関する協定」  
に係る確認書

平成22年 月 日付「災害時における西日本高速道路株式会社関西支社所管施設の災害応急対策業務に関する協定」(以下「協定」という。)の実施について、西日本高速道路株式会社関西支社(以下「甲」という。)と社団法人 日本土木工業協会(以下、「乙」という。)は、次のとおり確認する。

(所管施設)

第1条 協定第1条に規程する「所管施設」とは、甲が管理している施設のうち、土工構造物およびその附帯施設を指すものとする。

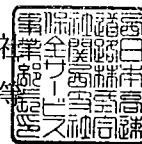
(災害時緊急連絡窓口の報告)

第2条 協定第4条の「災害時緊急連絡窓口」は別紙様式第1号により相手方に報告するものとし、当該災害時緊急連絡窓口が変更となった場合には、別紙様式第2号をもって直ちに相手方に報告するものとする。

この確認書の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成22年9月30日

甲 大阪府茨木市岩倉町1番13号  
西日本高速道路株式会社 関西支社  
保全サービス事業部長 南大津



乙 大阪府大阪市中央区北浜東1番30号  
大阪建設会館4F  
社団法人 日本土木工業協会関西支部  
土木工事技術委員会委員長 齊藤



【相手方】

殿

【報告者】

## 災害時緊急連絡窓口の報告

「災害時における西日本高速道路株式会社関西支社所管施設の災害応急対策業務に関する協定」第 4 条、および「災害時における西日本高速道路株式会社関西支社所管施設の災害応急対策業務に関する協定に係る確認書」第 2 条に基づき、下記のとおり災害時緊急連絡窓口を報告します。

## 記

## 1．災害時緊急連絡窓口

【平日】

役職	
氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
FAX 番号	

【時間外および休日】

	時間外		休日	
	第 1 連絡先	第 2 連絡先	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職				
氏名				
電話番号				
携帯電話番号				
FAX 番号				

## 2．勤務時間および休日

【平日勤務時間】

【休 日】

以 上

【相手方】

殿

【報告者】

## 災害時緊急連絡窓口変更届

「災害時における西日本高速道路株式会社関西支社所管施設の災害応急対策業務に関する協定」第 4 条、および「災害時における西日本高速道路株式会社関西支社所管施設の災害応急対策業務に関する協定に係る確認書」第 2 条に基づき、下記のとおり災害時緊急連絡窓口を変更します。

## 記

## 1. 災害時緊急連絡窓口

【平日】

役職	
氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
FAX 番号	

【時間外および休日】

	時間外		休日	
	第 1 連絡先	第 2 連絡先	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職				
氏名				
電話番号				
携帯電話番号				
FAX 番号				

## 3. 勤務時間および休日

【平日勤務時間】

【休 日】

以 上

様式第 1 号の変更箇所のみ記載でも可